

資料2-4-②

I. 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの当初案整理表

法人名		高齢・障害・求職者雇用支援機構			府省名	厚生労働省	
沿 革		(法人名称の変更)					
		H15.10 (独) 高齢・障害者雇用支援機構			H23.10 (独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構		
		H16.3 (独) 雇用・能力開発機構 (H23.10 解散)			(職業能力開発業務等を移管)		
中期目標期間		第1期：平成15年10月～平成20年3月 (平成19年度見直し) 第2期：平成20年4月～平成25年3月					
役員数及び職員数 (平成24年4月1日現在) ※括弧書きで監事の数を記載。 役員数は監事を含めた数字を記載。		役員数 (うち、監事の人数)			職員の実員数		
		法定数	常勤の実員数	非常勤の実員数	常勤職員		非常勤職員
		8人 (2人)	7人 (1人)	1人 (1人)	3,891人		2,780人
年 度		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度(要約)
国からの財政支出額の推移 (単位:百万円)	一般会計	742	873	868	844	873	-
	特別会計	43,970	42,496	30,996	84,900	84,386	-
	計	44,712	43,369	31,865	85,744	85,259	-
	うち運営費交付金	17,458	17,756	14,679	71,380	71,725	-
	うち施設整備費等補助金	33	61	-	1,708	1,695	-
	うちその他の補助金等	27,222	25,552	17,185	12,656	11,840	-
	うち政府出資金	-	-	-	-	-	-
支出予算額の推移 (単位:百万円)		71,219	66,656	57,633	142,220	136,783	-
利益剰余金 (又は繰越欠損金) の推移 (単位:百万円)		8	17	22	16,712		
(単位:百万円)	発生要因	平成22年度までは、主にファイナンスリース会計及び運営費交付金の期間進行基準の採用により利益剰余金が発生していたところであるが、平成23年度においては、雇用・能力開発機構の廃止に伴う業務移管により、宿舍等勘定において利益剰余金を14,249百万円承継したことに加え、宿舍等勘定における経費の減少により2,440百万円の当期未処分利益が生じたこと等から、平成23年度末における利益剰余金の合計は16,712百万円となっている。					
	見直し内容	上記の利益剰余金は、宿舍等勘定及び障害者雇用納付金勘定における積立金を除き、独立行政法人通則法に基づき、中期目標期間終了後に全額国庫に返納することとしている。 ※宿舍等勘定においては家賃収入のみを財源としており、今後は雇用促進住宅の譲渡が進むにつれ財源が不足することが見込まれるため、中期目標期間終了時において、厚生労働大臣あてに次期中期目標期間繰越積立金の承認申請を行う予					

		定であること。また、障害者雇用納付金勘定においては、個別法の規定により、次期中期目標期間繰越積立金として整理することが要請されていること。					
運営費交付金債務残高	(単位:百万円)	1,418	2,115	2,176	5,367		
行政サービス実施コストの推移	(単位:百万円)	51,914	50,374	37,545	55,608	(見込み) 105,648	-
見直しに伴う行政サービス実施コストの改善内容及び改善見込み額	業務運営の効率化等により経費の節減を行う。						
中期目標の達成状況 (業務運営の効率化に関する事項等)(平成23年度実績)	1 効果的・効率的な業務運営体制の確立 ○ 高年齢者雇用に関する給付金の支給業務については、支給件数等を踏まえつつ、機動的な人員再配置、給付金システムを活用した事務処理の効率化等による効果的な業務処理対策を実施した。 ○ 駐在事務所(全国5か所)については平成21年度末に廃止し、平成22年4月から納付金等調査、就労支援機器の貸出し等必要な業務は機構本部で実施した。 ○ せき髄損傷者職業センターについては平成20年度末に廃止し、当該センターの業務は平成21年4月から福岡障害者職業センターが引き継いだ。 ○ 地域センターの管理事務については、平成20年4月から順次集約し、平成22年度末には北海道・沖縄を除く全国45か所の地域センターの管理事務を11センターへ集約した。 ○ 地方業務については委託方式を廃止し、平成23年度から先行実施の9区域を含めた全47都道府県において機構が直接実施を開始し、直接の指揮命令による業務の効率化、経理事務の集約化による業務実施体制の合理化を行うことにより、管理経費は、平成23年度予算額で359,629千円と、平成22年度予算額(977,324千円)から617,695千円(63%)の縮減を図った。 ○ 本部機能については、平成24年3月31日に東京本部及び横浜本部から千葉市への移転を終え、幕張本部への集約化が完了した。 2 業務運営の効率化に伴う経費節減 厚生労働省からの「独立行政法人、認可法人、特別民間法人の冗費の節減について(要請)」に基づき、すべての事務・事業について、無駄削減・業務効率化に向けた職員の意識改革及び効率化等に関する取組を行った。 ○ 一般管理費については、予算上前年度比5.2%の節減を図った。 さらに、予算執行に係る経費節減の取組として、役職員に対して省資源・省エネルギーに関する意識の徹底を図るため、「コスト意識・ムダ排除」を人事評価の基準項目に追加するとともに、平成22年度のEサービス運動(機構独自の職場改善運動)における経費節減事例を示し、本部・施設での創意工夫を指示したところ、電気・ガスの節減(年間の電気使用量が前年度比3.8%の節減、ガス使用料が前年度比8.9%の節減)、エコ(省エネ)をテーマとした職場改善運動の進展等、具体的な節減効果に結びついた。また、一般競争入札の積極的な実施等に努めたことにより、18.5%の経費節減を図った。						

- 業務経費については、地方業務の委託方式廃止等により、予算上前年度比 29.6%の節減を図った。また、平成 21 年度から開始した個別実践型リワークプログラムによる精神障害者の復職支援事業に係る経費、地域の関係機関に対する職業リハビリテーションに関する助言・援助等事業に係る経費及び特注型の訓練メニューに基づく企業内訓練と就業継続のための技術的支援の一体的実施による先導的職業訓練事業に係る経費の合計額については、予算上前年度比総額 1.2%の節減を図った。

さらに、予算執行に係る経費節減の取組として、地域障害者職業センターの賃借料の引下げや効率的な広報の実施を行うとともに、一般競争入札の積極的な実施等に努めたことにより 13.2%の経費節減を図った。

3 高年齢者雇用アドバイザー等による相談・援助等の実施

- 労働局と地方業務部門が協議し作成した個別訪問計画に基づき、高年齢者雇用アドバイザー等による公共職業安定所との同行訪問の実施、新たな賃金制度や雇用形態等企業の実情に応じた制度導入及び 70 歳雇用を実現している企業事例の紹介等、企業の実情に応じた相談・援助を実施した結果、平成 23 年度は過去最高の 35,929 件となった。また、相談・援助を実施した事業主等に対する追跡調査において、具体的な改善効果があった旨の評価が得られた割合は、平成 23 年度実績で 78.8%となり、中期目標（70%）を上回った。

4 地域センターにおける障害者の個々の特性に応じた専門的支援の実施

- 障害者の就労支援ニーズの高まりを踏まえ、公共職業安定所、地域の就労支援機関等との連携を通じて、どの地域においても適切な職業リハビリテーションを均等・公平に受けられるようにした上で、地域センターの専門的支援を必要とする障害者を積極的に受け入れた結果、平成 23 年度は過去最高の 30,857 人の障害者に対して職業リハビリテーションサービスを実施し、平成 23 年度末現在で延べ 116,584 人の実績となっており、中期目標（125,000 人以上）を確実に達成できる見込みである。
- 職業準備支援等修了者の就職等に向かう次の段階（職業紹介、ジョブコーチ支援事業、職業訓練、職場実習等）への移行率及び就職率は、平成 23 年度実績で、それぞれ 88.5%、68.1%と過去最高となり、中期目標（移行率 75%、就職率 50%）を大きく上回った。
- ジョブコーチによる支援事業については、平成 23 年度実績で過去最高の 3,342 人の支援対象者数となり、平成 23 年度末現在で支援対象者は延べ 12,795 人と、中期目標（10,500 人）を上回るとともに、支援終了後 6 か月経過時点での定着率についても、平成 23 年度実績で 87.4%となり、中期目標（80%）を上回った。
- 精神障害者総合雇用支援の支援対象者については、平成 23 年度末現在で延べ 8,615 人となり、中期目標（9,000 人）を確実に達成できる見込みである。また、復職支援及び雇用継続支援終了者の復職・雇用継続率については、平成 23 年度実績で過去最高の 84.0%となり、中期目標（75%）を上回った。

5 職業訓練上特別な支援を要する障害者に対する職業訓練の充実

- 精神障害者、発達障害者及び高次脳機能障害者等、職業訓練上特別な支援を要する障害者の受入れを拡大し、職業訓練上特別な支援を要する障害者の割合が平成 23 年度に 51.1%と初めて5割を超えた。こうした取組みにより3年連続で定員を超えた受入れを行っており、平成 23 年度については 101.4%の定員充足率となっている。

また、訓練生の就職先確保に向け、求人開拓の実施要請のために公共職業安定所等へ訪問するなど就職促進対策の実施により、訓練修了者の就職率は平成 23 年度実績で 86.4%となり、中期目標（80%）を上回った。

6 障害者雇用納付金の的確な徴収

- 障害者雇用納付金については、申告・申請に係る事業主説明会の開催、未納付事業主に対する電話、文書、訪問による納付督促・督促を積極的に実施した結果、収納率は、300 人を超える事業主において、過去5年間で最も高かった平成 22 年度を大幅に上回る 99.87%、200 人を超え 300 人以下の事業主においては、申告・申請の初年度であるにも関わらず、中期目標（300 人を超える事業主については 99%以上、200 人を超え 300 人以下の事業主については、中期目標期間終了時まで、同様の収納率）を大幅に上回る 99.91%となった。

7 離職者を対象とする職業訓練

- 職業能力開発促進センター等において離職者を対象としてもものづくり分野を中心に実施した職業訓練について、人材ニーズを反映した的確な訓練内容と訓練生に対する積極的な就職支援に取り組んだ結果、訓練終了後3か月時点の就職率は平成 23 年度実績で過去最高となる 84.6%となり、中期目標（80%）を上回った。

8 高度技能者の養成のための職業訓練

- 職業能力開発大学校・短期大学校において実施した学卒者を対象とする職業訓練について、人材ニーズに的確に対応した訓練内容とすることや、的確な就職支援を徹底的に行うことにより、専門課程及び応用課程の修了者のうち、就職希望者の就職率は平成 23 年度実績で平成 22 年度実績を上回る 98.1%となり、中期目標（95%）を上回った。

9 在職者を対象とする職業訓練

- 職業能力開発促進センター等において中小企業等で働く在職者を主な対象としてもものづくり分野を中心に実施した真に高度な職業訓練について、企業等のニーズやアンケート調査の分析結果等を活用し、PDCAサイクルによる訓練コースの見直しを行うことで、平成 23 年度の実講者や受講を指示した事業主の満足度はそれぞれ、98.7%、97.6%と、中期目標（80%）を上回った。

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案

法人名	高齢・障害・求職者雇用支援機構			府省名	厚生労働省	
事務及び事業名	高年齢者等に関する雇用支援業務					
事務及び事業の概要	○ 高年齢者の雇用の機会の増大に資する措置を講ずる事業主等を支援するための給付金の支給及び高年齢者の雇用に伴う人事管理制度の見直し等、事業主に対する援助					
事務及び事業に係る予算額 (単位：百万円)		21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度（要求）
	支出予算額	32,503	21,400	16,093	15,384	-
	国からの財政支出額	32,500	21,398	16,089	15,379	-
事務及び事業に係る職員数 (各年1月1日現在。ただし、24年度は4月1日現在)	常勤	43 人	36 人	97 人	97 人	-
	非常勤	16 人	52 人	305 人	296 人	-
「基本方針」での指摘	○ 65 歳までの雇用確保措置の義務付けが完全実施される平成 25 年度以降については、高年齢者雇用の在り方についての検討状況等を踏まえ、現行の枠組みによる実施方法が合理的かつ効果的・効率的かという観点から検討し、平成 24 年度中に結論を得る。（平成 23 年度から実施） ○ 65 歳までの雇用確保措置の導入や定着の推進のための相談業務については、対象を小規模企業へ重点化し、効果的かつ効率的な事業手法に転換を図る。（平成 23 年度から実施）					
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	労働政策審議会建議「今後の高年齢者雇用対策について（平成 24 年 1 月 6 日）」、「高齢社会対策大綱」（原案）を踏まえ、生涯現役社会の実現に向けた環境の整備に対応するため、業務の充実・強化を図る。 ○ 年齢にかかわらず働ける企業の普及促進に向けた支援の強化 年齢にかかわらず働ける企業の実現に重点を置き、これをサポートするための企業診断システム等実践的支援ツールの開発、高年齢者雇用アドバイザーの相談スキル向上のための研修内容の再構築、人事労務管理や雇用環境整備に関する給付金の活用を組み合わせ、高年齢者の多様なニーズに対応しつつ、その能力を最大限発揮できるよう、効果的な相談・援助を充実させる。 ○ 生涯現役社会の実現に向けた気運の醸成 生涯現役でいることについての意義・重要性や諸施策などを広く国民に周知・広報し、生涯現役社会の実現に向けた国民的な気運を醸成するための国民運動を推進する一環として、シンポジウムの開催、好事例の選定・表彰等を行い、経済団体等とのネットワークにより効果的な周知・啓発を図る。					

備考〔補足説明〕	高齢化社会を迎えているわが国社会において、経済社会の活力を維持し、豊かなものとするためには、高齢者が意欲と能力に応じていきいきと活躍することが必要であり、そのため、生涯現役社会、年齢にかかわらず働くことができる企業の実現を推進する必要がある。 ① 年齢にかかわらず働ける企業の実現に重点を置きつつ、これまで機構において培ってきた事業主支援のノウハウをフル活用し、高齢者雇用アドバイザー等の能力の一層の向上を図り、年齢にかかわらず働ける企業づくりに向けた事業主等に対する相談援助業務等の充実・強化を図るため、相談スキル・資質向上のための研修内容の再構築、実践的支援ツールの開発・充実、高齢者の雇用環境整備を図る事業主を支援するための給付金等の効果的活用を促進する必要がある。 ② 日本国民一人一人が生涯にわたり労働などの社会参加を意識したライフプランやそれに基づく職業生活設計を作成し、準備していく必要があり、高齢期に入る以前から意識し、計画的に実践していくことが重要であるため、生涯現役であることについての意義や重要性、年齢にかかわらず働くことができる企業の必要性などを広く国民に周知・広報し、これらの実現に向けた国民的な気運を醸成する必要がある。
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	業務運営の効率化等により、さらなる経費の節減を行う。

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案

法人名	高齢・障害・求職者雇用支援機構			府省名	厚生労働省	
事務及び事業名	障害者に係る雇用支援業務					
事務及び事業の概要	○ 障害者職業センターによる職業リハビリテーション（職業評価、職業指導、職業準備訓練など）の技法開発・実施、地域の関係機関に対する職業リハビリテーションに関する技術的事項についての助言・援助等 ○ 障害者職業能力開発校における精神障害者等を含む職業的重度障害者に対する先導的な職業訓練の実施、新たな訓練技能の開発とその普及等 ○ 法定雇用率未達成事業主からの障害者雇用納付金の徴収、法定雇用率を超えて障害者を雇用する事業主等に対する障害者雇用調整金・報奨金の支給並びに障害者雇用の促進及び継続を図るための助成金の支給 ○ 障害者雇用に関する事業主等に対する各種講習、アビリンピックの開催等					
事務及び事業に係る予算額 (単位：百万円)		21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度（要求）
	支出予算額	36,544	36,234	36,523	34,698	-
	国からの財政支出額	10,869	10,467	10,433	10,095	-
事務及び事業に係る職員数 (各年1月1日現在、ただし、24年度は4月1日現在)	常勤	608 人	607 人	648 人	649 人	-
	非常勤	860 人	918 人	1,004 人	1,003 人	-
「基本方針」での指摘	○ 地域障害者職業センターの事務集約化により管理部門を縮減する。当該センターで行う職業リハビリテーションサービスの対象者は、地域の就労支援機関では対応困難な障害者に重点化する。（平成 22 年度から実施） ○ 障害者雇用納付金関係業務等の地方業務については、委託方式を廃止し、地域障害者職業センターを活用するなどの方法で実施する。また、当該センターの従来業務と併せて効率化を図るとともに、地方業務の円滑かつ効率的な実施を徹底する。（平成 23 年度から実施） ○ 障害者職業能力開発校の運営については、職業的重度障害者（とりわけ精神障害者や発達障害者を含む職業訓練上特別な支援を要する障害者）に対する先導的な職業訓練に重点化する。（平成 22 年度から実施） ○ 都道府県雇用開発協会への委託を取りやめ、業務の実施に当たり、総コストの削減及び業務の効率化を図る。（平成 23 年度から実施） ○ 事業の実施状況や実施主体等を更に検討し、一層の効率化を図ることにより、業務を縮減する。（平成 23 年度から実施）					

事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	精神障害者、発達障害者等の就労支援ニーズや平成 25 年 4 月からの法定雇用率の引上げ等に的確に対応するとともに、今後厚生労働省において検討する、障害者雇用促進制度における障害者の範囲等や労働・雇用分野における障害者権利条約への対応の在り方の検討結果などを踏まえ、業務の充実・強化を図る。 ① 地域障害者職業センターにおける発達障害者に対する体系的支援プログラムの全国実施 障害者職業総合センターが開発した「ワークシステム・サポートプログラム」に加え、「求職活動支援」と「関係機関との発達障害者就労支援ネットワークの構築」に係るノウハウを有機的に組み合わせた「発達障害者に対する体系的支援プログラム」を全国実施することにより、発達障害者に対する支援の充実・強化を図る。 ② 障害者職業能力開発校における訓練ノウハウの開発・普及の取組の強化 職業能力開発校（障害者校及び一般校。以下、同じ）における職業訓練上特別な支援を要する障害者（特別支援障害者）向け訓練コース設置の検討を促すための訓練場面の見学や指導体験機会の提供等により構成するプログラムの実施及び特別支援障害者向け訓練コースを新たに設置等する職業能力開発校の職業訓練指導員を対象とした OJT 方式による指導技法等の直接的な提供と当該校への訪問等による助言の実施により、職業能力開発校での特別支援障害者受入の促進に係る取組を強化する。 ③ 障害者雇用納付金制度の適用対象事業主の拡大に向けた対応 障害者雇用納付金の徴収業務について、平成 27 年 4 月から障害者雇用納付金制度の適用対象事業主が拡大（200 人超企業→100 人超企業）することを踏まえ、地域の経済団体、業界団体等に対する協力要請や新たに適用対象となる傘下の中小企業事業主等への個別訪問等による周知・広報を実施し、現行の収納率目標（99%以上）を目指す。 注）今後厚生労働省において検討する、障害者雇用促進制度における障害者の範囲等や労働・雇用分野における障害者権利条約への対応の在り方の検討結果などを踏まえ、必要な見直しを行う（※）。
--	--

	※ 機構の業務に係る具体的措置については、厚生労働省における検討の方向性が決まった段階で定めることとする。
備考〔補足説明〕	① 発達障害者に対する支援については、発達障害者支援法施行の影響もあり、知的障害のない発達障害者を中心に支援対象者数は年々増加の一途を辿っている。 発達障害者の円滑な就職及び職場定着を実現するためには、個々人によって多様な障害特性に配慮した、より専門的な支援が必要であり、きめ細やかな個別支援を要すること、平成25年4月からの法定雇用率引き上げ等の影響により就職支援の対象者数が急速に増加することが見込まれることから、発達障害者に対する職業リハビリテーションサービスの充実・強化を図るものである。 ② 障害者の職業能力開発については、障害者職業能力開発校における職業訓練に加え、一般の職業能力開発校等での拡充が図られ、障害者の職業訓練の受講機会が拡大してきているが、職業訓練上特別な支援を要する障害者（特別支援障害者）においては多くの障害者校等において指導ノウハウの不足等により受入れが進んでいない。 こうした課題への対応について、厚生労働省が開催する障害者職業能力開発推進会議において、特別支援障害者の訓練機会を拡大し効果的な職業訓練を行うための方策として、これまで機構営障害者校が蓄積してきた指導ノウハウ等を一層効果的に普及することが必要とされたことから、障害者校及び一般校における特別支援障害者のさらなる訓練機会の拡大を図るため、新たな取組みとして実施するものである。 ③ 障害者雇用納付金制度について、平成27年4月から、常時雇用する労働者数が100人を超える事業主（現在は200人を超える事業主）が適用対象となるため、当該中小企業に対する制度の周知・広報に積極的に取り組み、納付金徴収業務の適切かつ確実な実施が必要である。
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	業務運営の効率化等により、さらなる経費の節減を行う。

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案

法人名	高齢・障害・求職者雇用支援機構			府省名	厚生労働省	
事務及び事業名	職業能力開発業務					
事務及び事業の概要	○ 離職者の早期再就職を図るための職業訓練、ものづくり分野における高度技能者等の養成のための職業訓練等の実施 ○ 求職者支援制度に基づく訓練の認定や求職者支援訓練の実施機関に対する助言・指導等を実施					
事務及び事業に係る予算額 (単位：百万円)		21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度（要求）
	支出予算額	98,135	80,759	64,201	64,516	-
	国からの財政支出額	91,242	74,414	59,223	59,785	-
事務及び事業に係る職員数 (各年1月1日現在、ただし、24年度は4月1日現在)	常勤	3,275 人	3,267 人	2,946 人	2,947 人	-
	非常勤	1,626 人	1,114 人	1,437 人	1,364 人	-
「基本方針」での指摘	○ 職業能力開発促進センター、職業能力開発大学校及び職業能力開発短期大学校は、雇用・能力開発機構から引き継ぐ。（平成 23 年度中に実施） ○ 職業能力開発総合大学校については、相模原校を廃止し、附属校である東京校（小平市）へ集約する。（平成 24 年度中に実施）					
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	離職者の早期再就職を図るための職業訓練、ものづくり分野における高度技能者養成のための職業訓練等を実施するとともに、求職者支援制度に基づく訓練の認定や訓練実施機関に対する助言・指導等を実施する。 ① 産業構造の変化や技術革新等に対応した効果的な公共職業訓練の展開 ・ 離職者訓練・在職者訓練については、訓練コースの設定から実施、評価、改善に至るPDCAサイクルによる効果的な訓練の実施と訓練コースの見直しを行う。また、地域ニーズも踏まえ、成長が見込まれる環境・エネルギー分野等新しい分野に関連したものづくり分野の訓練コースの開発に取り組む。 ・ 高度技能者養成訓練については、産業構造の変化や技術革新等に対応した訓練コースの見直しを進め、効果的な人材養成に取り組むとともに、共同研究等を通じた産学連携や大学等関係機関との連携強化を図る等、広く地域社会に開かれた施設運営に取り組む。 ② 指導員養成訓練の見直し等の実施 ・ 職業訓練指導員養成については、職業訓練指導員を養成するハイレベル訓練（仮称）の創設、及び現職の					

	職業訓練指導員を対象としたスキルアップ訓練の段階的な拡充を行うとともに、産業構造の変化や技術革新等に伴う訓練ニーズに対応した訓練カリキュラム・職業訓練技法の開発、普及の強化等に取り組む。 ・ 職業能力開発総合大学校については、相模原校の跡地売却・処分を行う。 ③ 求職者支援制度に基づく訓練認定業務等の的確な実施 ・ 求職者支援訓練として認定すべき職業訓練を適切に認定するとともに、訓練実施機関に対し、認定申請の際の相談・助言及び訓練開講後の定期的な調査を実施する。 ④ 民間教育訓練機関の教育訓練サービスの向上に向けた対応 ・ 民間教育訓練機関における人材のスキルアップのための取組等を検討し、民間教育訓練機関の教育訓練サービスの向上を支援する。
備考〔補足説明〕	民間教育訓練機関の教育訓練サービスの向上に向けた対応については、第9次職業能力開発基本計画（平成23年厚生労働省告示第143号）において、民間教育訓練機関が実施する職業訓練の質保証及び確保等のツールとなるガイドラインを早期に策定し、普及・促進を図ることとされている。こうした中、平成23年12月に「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン」が策定されたところであり、PDCAサイクルによる訓練の質向上の取組及び仕組みを体系化してきた高齢・障害・求職者雇用支援機構のノウハウを活かし、同ガイドラインの普及及び民間教育訓練機関における人材のスキルアップのための取組等、民間教育訓練機関における教育訓練サービスの向上に向けた支援方を検討し、実施する。
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	業務運営の効率化等により、さらなる経費の節減を行う。

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案

法人名	高齢・障害・求職者雇用支援機構			府省名	厚生労働省	
事務及び事業名	雇用促進住宅業務【暫定業務】					
事務及び事業の概要	○ 雇用促進住宅の譲渡・廃止業務及びそれまでの間の管理・運営業務					
s 事務及び事業に係る予算額 (単位：百万円)		21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度（要求）
	支出予算額	26,893	29,115	25,402	22,185	-
	国からの財政支出額	-	-	-	-	-
事務及び事業に係る職員数 (各年1月1日現在、ただし、24年度は4月1日現在)	常勤	16 人	13 人	13 人	15 人	-
	非常勤	82 人	90 人	97 人	97 人	-
「基本方針」での指摘	○ 雇用促進住宅の譲渡・廃止業務及び管理運営業務は、雇用・能力開発機構から引き継ぐ(平成 33 年度までに処理を完了する。)(平成 23 年度中に実施)					
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	1 全国7ブロック（北海道、東北、関東甲信越、中部、近畿四国、中国、九州）に設置している雇用促進住宅の管理等業務を行う事務所（以下「統括事務所」という。）の設置に係る費用の低減 統括事務所について、事務所の借り上げ費用の低減を図るため、雇用促進住宅の施設の活用及び低廉な借り上げ事務所への移転により、是正を図ることとし、平成24年度末までに全ての統括事務所の移転を完了することとしている。引き続き、雇用促進住宅の管理業務等を行う事務所の設置に係る費用の低減に努める。 2 雇用促進住宅の貸与契約の解除手続き及び損害金の債権管理の見直し 適正な損害金の債権管理の徹底を図るため、平成24年3月28日に「雇用促進住宅に係る滞納家賃及び損害金等の管理と滞納者等に対する措置等」を定め、運営委託先及び職業訓練支援センターに通知したところであり、さらに平成24年度においては、滞納家賃及び損害金等の債権管理を適切に実施するため、住宅管理システムの改修を行い、改善を図ることとしている。引き続き、適正な貸与契約の解除手続き及び損害金の債権管理に努める。					

備考〔補足説明〕	1 統括事務所については、会計検査院からの指摘も踏まえ、事務所の設置費用の低減を図り経費の削減に努める必要がある。 2 家賃滞納者に係る契約解除手続き及び契約解除後も住戸を明け渡さない不法入居者に係る損害金の管理については、会計検査院からの指摘も踏まえ、債権管理事務の改善が必要である。
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	業務運営の効率化等により、さらなる経費の節減を行う。